

船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年12月14日 18時10分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市南九十九島 ^{みなみくじゅうく} テンモク島北西方沖 九十九島湾大崎防波堤灯台から真方位139° 1.5海里付近 (概位 北緯33° 08.9′ 東経129° 39.7′)
インシデントの概要	プレジャーボートマーキュリー3は、東北東進中、養殖いかだの錨索が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年12月14日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート マーキュリー3、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	292-40578長崎、医療法人光省会
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖いかだ なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2 海象：波高 約1m、上げ潮の中央期 月齢：17.5 常用薄明終了時刻：17時43分ごろ
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、係留場所のマリーナに帰航中、船長が、テンモク島の北西方沖に養殖いかだが設置してあることを知っていたものの、マリーナに近くなったので安心し、月明かりで周囲も見えていたので、GPSプロッターの前回の航跡に沿っての航行を止め、目視により東北東進中、養殖いかだの錨索がプロペラに絡まって運航不能となった。 船長は、118番通報を行い、海上保安庁から連絡を受けて来援したマリーナの船で係留場所に戻り、また、本船は、翌日、同マリーナ担当者により現地でプロペラを取り外して絡まった錨索を外し、同マリーナの船により係留場所までえい航された。
分析	本船は、月明かりで周囲が見える状況下、東北東進中、船長が、係留場所に近くなって安心し、GPSプロッターの使用に代えて目視で航行したことから、養殖いかだに接近し、同いかだの錨索がプロペラに絡まって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、月明かりで周囲が見える状況下、本船が東北東進中、船長が、係留場所に近くなって安心し、GPSプロッターの使用に代えて目視で航行したため、養殖いかだに接近し、同いかだの錨索

	<p>がプロペラに絡まって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 夜間は、目視のみで見張りを行わず、GPSプロッターの航跡表示を活用し、養殖施設から十分離れて航行すること。